

随意契約理由書

件 名	水道管理事務所管内減圧弁点検整備（その３）	
契約の相手方	株式会社栗本鐵工所	
根拠法令	地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号に該当	
随意契約の理由 今回、点検を行う減圧弁は、各社独自の構造であり、本体構造等を熟知する製造会社以外では、交換部品が製造できず、点検整備が不可能である。上記業者は、点検整備対象の減圧弁の製造会社である。 よって、本件点検整備を確実に履行するために必要な技術力を有し部品調達が可能な者は他に存在しないため、上記業者との随意契約を行うものである。		
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所設備課	(電話番号 361-7285)